

# 母子家庭及び父子家庭 高等職業訓練促進給付金等支給事業のお知らせ

## 1 高等職業訓練促進給付金とは

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが、就職することを目的に資格取得をすべく養成機関に通う場合、通学期間中の生活の負担軽減を図るために、一定期間において給付金を支給するものです。

## 2 対象となる方

大田原市にお住まいの20歳未満のお子さんを養育している母子家庭のお母さんまたは父子家庭のお父さんで、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準であること
- ②養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ③生活保護を受けていないこと
- ④就業または育児と修業との両立が困難であること
- ⑤過去に高等職業訓練促進給付金等の支給を受けていないこと

## 3 対象となる資格

- ・看護師 　・准看護師 　・保育士 　・介護福祉士 　・作業療法士 　・理学療法士 　・歯科衛生士
- ・美容師 　・社会福祉士 　・製菓衛生師 　・調理師 　・シスコシステムズ認定資格 　・LPI認定資格

## 4 給付金の種類および金額

申請者および扶養義務者の市民税が課税か非課税かによって決定します。

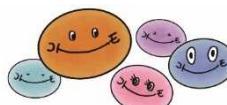
|   | 種類      | 支給額              |             |
|---|---------|------------------|-------------|
|   |         | 課税世帯             | 非課税世帯       |
| 1 | 訓練促進給付金 | 修業期間<br>(上限48ヶ月) | 月額 70,500円  |
|   |         | 修業期間<br>最後の12ヶ月  | 月額 140,000円 |
| 2 | 修了支援給付金 | 25,000円          | 50,000円     |

## 5 注意事項

訓練促進給付金支給申請時から養成機関修了時までの間に、次のような変化があった場合には、給付金の支給が受けられなくなりますので速やかにご連絡ください。

- ①母子家庭の母または父子家庭の父ではなくなった。(児童が20歳に達した、婚姻した等)
- ②児童扶養手当の受給所得水準を超えた。
- ③大田原市に住所を有しなくなった。
- ④養成機関における修業を取りやめた。
- ⑤その他支給要件に合致しなくなった。

その他ご不明な点がございましたら、子ども幸福課までお問い合わせください。



〒324-8641  
大田原市本町1-4-1  
大田原市 保健福祉部  
子ども幸福課 給付係  
TEL0287-23-8932

## 申請手順

入学前

### 【1】事前相談

入学前に必ず、大田原市役所子ども幸福課窓口にて事前相談をする必要があります。

#### \*必要書類\*

- ・入学を希望する養成機関のパンフレット等

### 【2】入学・修業

### 【3】訓練促進給付金支給申請 ★入学後その月の末日までに

養成機関へ入学後その月の末日までに支給申請を行ってください。申請が遅れた場合、給付金を受けられない月が出てきてしまう可能性があります。※申請日の属する月から支給対象です。

#### \*必要書類\*

- ①印鑑、運転免許証等の本人確認書類、通帳（申請者）
- ②マイナンバーのわかるもの（申請者および児童、扶養義務者）
- ③児童扶養手当を受けている方は児童扶養手当証書
- ④戸籍謄本（申請者および児童）
- ⑤申請者および児童の属する世帯全員の住民票の写し
- ⑥在学証明書（修業する養成機関の長が発行する書類）※後日でも可。その場合、合格通知等

### 【4】審査・決定

訓練促進給付金支給申請の審査結果を通知します。

### 【5】請求・訓練促進給付金の支払い

◆毎月はじめに訓練促進給付金等支給請求書を提出していただきます。出席状況を確認したうえで、給付金を口座にお振込みします。請求からお振込みまでに2週間程度かかります。

◆毎年8月に課税状況を見直し、支給額に変更のある方については「変更決定通知書」を送付します。1年超修業される場合、毎年4月に在学証明書を提出していただきます。

### 【6】修業修了・卒業

### 【7】修了報告書の提出・修了支援給付金支給申請 ★修了後30日以内

修了報告および修了支援給付金の申請は修了後30日以内に行ってください。この期間を過ぎた場合、修了支援給付金が受けられません。

#### \*必要書類\*

- ①印鑑、運転免許証等の本人確認書類、通帳（申請者）
- ②マイナンバーのわかるもの（申請者および児童、扶養義務者）
- ③児童扶養手当を受けている方は児童扶養手当証書
- ④戸籍謄本（申請者および児童）※修業開始日～修了日の状況が確認できるもの
- ⑤申請者および児童の属する世帯全員の住民票の写し※修業開始日～修了日の状況が確認できるもの
- ⑥修了証明書（修業する養成機関の長が発行する書類）
- ⑦修業に係る資格を取得済みの場合、資格の取得を証明する書類

### 【8】審査・決定

修了支援給付金支給の審査結果を通知します。

### 【9】修了支援給付金の支払い

依頼された口座にお振込みします。申請からお振込みまでに3週間程度かかります。

修業中

修了後